

# 大洲市広告事業実施要綱

平成18年11月1日  
大洲市要綱第 71 号

## (目的)

第1条 この要綱は、大洲市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、民間企業との協働による新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、次に掲げる市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 市の広報印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で市長が適当と認めるもの

## (広告の掲載制限)

第3条 市長は、次のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について主義主張を行うもの
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるものとして別に定めるもの
- (7) 業務遂行に影響を及ぼすもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が広告として不適当と認めるもの

## (広告の掲載基準)

第4条 広告媒体に掲載できる広告に関する掲載基準は、別に定める。

## (広告媒体の種類)

第5条 広告媒体の種類は、広告媒体ごとに別に定める。

## (広告の規格等)

第6条 広告の規格、広告掲載位置及び広告掲載料は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法及び選定方法は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(審査機関)

第9条 広告媒体に掲載する広告の適否を審査するため、広告審査委員会(以下「委員会」)を置くことができる。

2 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

3 委員長は、広告媒体を所管する部長をもって充て、委員は委員長が指名する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、広告内容、広告掲載等に関し疑義が生じた場合において、委員長が招集することができる。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。